

東村山市立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり、東村山市議会会議規則（平成10年東村山市議会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき東村山市議会に提出する。

平成25年9月24日提出

提出者 東村山市議会議員

島崎よう子

奥谷 浩一

朝木 直子

東村山市立児童館条例の一部を改正する条例

東村山市立児童館条例（平成2年東村山市条例第18号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 児童館第2野火止分室の建替え又は児童館第1野火止分室の増築等、使用料に見合ったサービスを提供するまでの当分の間、使用料の減額をするため、本案を提出するものである。

東村山市議会議員長 肥沼 茂男 殿



平成25年 月 日

東村山市議会議員長 肥沼 茂男

東村山市立児童館条例の一部を改正する条例

東村山市立児童館条例（平成2年東村山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（第1野火止分室及び第2野火止分室に係る児童クラブ費の特例）

- 4 第9条第2項の規定にかかわらず、第1野火止分室及び第2野火止分室に係る児童クラブ費については、当分の間、月額3,850円とする。この場合において、第10条第2項中「3,500円」とあるのは「2,450円」と読み替える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東村山市立児童館条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

附 則（平成2年東村山市条例第18号）

（第1野火止分室及び第2野火止分室に係る児童クラブ費の特例）

4 第9条第2項の規定にかかわらず、第1野火止分室及び第2野火止分室に係る児童クラブ費については、当分の間、月額3,850円とする。この場合において、第10条第2項中「3,500円」とあるのは「2,450円」と読み替える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

旧 条 例

附 則（平成2年東村山市条例第18号）